

SEK マーク繊維製品認証基準の主な改訂のポイント

(2024年4月1日付け認証基準)

No.	認証基準 条項No.	改訂のポイント
1	3.項 定義	<p>■抗ウイルス加工 抗ウイルス加工の定義の「特定の」を削除し、「繊維上のウイルスの数を減少させる加工のうち、認証基準を満たすもの」としました。「特定の」は付記用語には必要ですが、定義では不要と判断し、他の加工の定義に合わせました。</p>
2	9.項 使用禁止化学物質	<p>■9.2 優先評価化学物質の取扱い 「申請者は、申請に使用する加工剤に優先評価化学物質が含まれる場合は、申請書類「JEC442 加工剤分析表」の主成分及び副成分化学名に、優先評価化学物質の通し番号を明記しなければならない。」を追記しました。近年、優先評価化学物質は化学構造による指定が細分化されているため、新規加工剤を使用した申請時に優先評価化学物質の含有を確実に確認できるようにします。</p>
3	11 項 加工剤の安全性試験	<p>■付表1 [参考] 化審法 GLP レベルに該当する試験機関の例 (株)生活科学研究所の住所・連絡先を、本社から安全性試験の受託業務を行っている千早赤阪研究所に変更しました。</p>
4	12.項 製品の安全性試験 (皮膚貼付試験) 14 項 認証手続き	<p>■12.1 皮膚貼付試験結果の提出 「尚、既に取得しているマークと全く同じ認証条件で他のカテゴリのマークを追加申請する場合は、既に取得しているマークの申請に使用した皮膚貼付試験報告書が 5 年以内の日付けであれば使用できるものとする。」を削除します。</p> <p>■表 14-2 申請書類 添付資料の皮膚貼付試験報告書の有効期限を、発行日より 1 年以内から 5 年以内に変更します。第 38 回安全性 WG で変更が全会一致で承認されました。</p>
5	15.項 試験機関	<p>■表 15-1 機能性試験の指定試験機関 (一財) ニッセンケンの東京事業所 蔵前ラボの紫外線遮蔽性についての指定試験所を、申出により取り下げました。 (一財) メンケン品質検査協会が指定試験機関の要件を回復したため、指定試験機関として再登録しました。 (一財) ケケン試験認証センター 中部事業所に抗菌性試験についての指定試験所を追加しました。</p>
6	巻末別表第 1 SEK マーク繊維製品 対象製品リスト	<p>■巻末別表第 1 SEK マーク繊維製品対象製品リスト ⑨インテリア製品に、「運動マット」を追加しました。</p> <p>■脚注 4) 「紫外線遮蔽加工マークは⑩糸・附属、及び⑬繊維を対象製品から除く。」を追加しました。</p>
7	巻末別表第 2 部分使用対象製品リスト	<p>■③寝装品：パイルシーツ～⑫雑貨品：マット類に 2) 基布部分を追加 これらのパイル製品の加工部位に 2) 基布部分を追加しました。</p> <p>■④⑩雑貨品：モップを追加 複数の部材から構成されるモップについては、1) 拭き取り面、2) パイルを加工部位として認めることにします。</p> <p>■④雑貨品：かつら、ウィッグを追加 かつら、ウィッグの加工部位として、1) 基布、2) 髪 を認めることにします。</p> <p>■⑨インテリア製品：運動マットを追加 運動マットの加工部位として、1) 側地、2) クッション材 を認めることにします。</p>

／以上